



# ほけんだより



令和8年5月1日発行  
上尾市立原市南小学校  
No.2【さくら連絡網配信】

## 季節の変わり目に気をつけたいこと

清々しい風に夏の気配が感じられる季節になりました。気温の高い日には、汗をかきながら元気いっぱい校庭を駆け回っている子供たちの姿が見られます。しかし、『夏』と呼ぶにはまだ早いこの時期は、体が暑さに慣れていないため、疲れやすく体調を崩してしまう子も少なくありません。また、ついつい水分補給を忘れて、運動や遊びに夢中になりやすい時季でもあります。水分補給を忘れず、少しでも体に違和感を感じた際には、早めに休息を取るよう心掛けましょう。

## 水分補給を忘れずにしよう



体が暑さに慣れていない5月は、「暑熱順化（しょねつじゅんか）」トレーニングが大切な時期です。運動や入浴などで少しずつ暑さに慣れていきましょう。真夏ほど気温が高くななくても、熱中症になる危険が潜んでいます。上手に水分をとりましょう。

### 上手な水分のとり方ポイント



① のどが渇く前に飲む

② 外遊びの前後に飲む

③ 朝ごはんでは水分をとる

5,6月の予定

## 保健行事

5月15日(金)	眼科検診	全学年
20日(水)	歯科健診	全学年
21日(木)	尿検査二次	該当者
6月4日(木)	内科健診	全学年

●健康診断にて医療機関の受診が必要と判断された場合は、お知らせを配付します。

〔眼科＊視力〕〔耳鼻科＊聴力〕は、それぞれの結果が通知されます。受診すべき診療科が同じため、両方の検診が終了しましたら、併せて配付します。

## プライバシーの配慮について

学校における健康診断では、児童のプライバシーや心情に十分配慮して実施しています。特に、内科検診では、学校医と検診を行い、視診や触診等による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮して実施します。今年度においても、男子は男性医師、女子は女性医師が診察します。

疾病を早期に発見することは非常に重要です。正しく検査を実施するために、引き続きご理解ご協力をお願いします。

なお、検診について不安なことなどがある場合には、事前に保健室へご相談ください。



※学校で行われる健康診断はスクリーニング検査です。健康診断で受診が必要と判断された場合でも、医療機関において『異常なし』と診断されることがありますので、ご理解をお願いします。



# 日本スポーツ振興センター制外給付金制度



上尾市内小中学校の児童生徒については、上尾市が掛金を負担し、日本スポーツ振興センター災害給付金制度に加入しています。

学校の活動中に発生した傷病について、申請対象となった場合には災害給付金の申請をすることができます。

## 対象

○学校管理下（学校での活動、通学路を使用しての登下校等）で発生した傷病  
例：けが、熱中症、食中毒

○医療機関等を受診し、保険適用の総医療費1,500円以上のもの  
例：○△整形外科 + 調剤薬局 = 1,500円以上

※接骨院等は、支払総額が5,000円以上のもの

◎上尾市の「こども医療費助成制度」を利用していないもの

※上尾市では、市が掛金を負担していることから、学校管理下における傷病での受診時に、日本スポーツ振興センター災害給付金制度を優先して利用するように定められています。（上尾市HP参照）

## 申請方法

窓口にて一時的に医療費のお支払いが必要です。

- ①対象となる事由が発生したときは、担任または養護教諭までお知らせください。  
※内容・受診した医療機関（病院、接骨院等）・調剤薬局利用の有無等
- ②申請に必要な書類をお渡しします。お子様を通して配付することも可能です。
- ③申請書類は、医療機関等で記入してもらったものを保健室へ提出してください。
- ④お預かりした申請書類は上尾市教育委員会を通して手続きを進めます。

## 支給について

- ①手続きから2～3ヶ月を要します。
- ②給付日が決まりましたら、お子さんを通して振込日等のお知らせを配付します。  
ご登録いただいている学校費（給食費・教材費等）用の口座へ振り込みます。  
金融機関の都合により、66円の振込手数料がかかります。給付額より差し引かせていただきますので、ご了承ください。

## 時効について

- ①初診日より2年以内に初回の申請がない場合  
※長期間の治療となる際は、定期的に書類の提出をお願いします。
- ②医療費の月分ごとに、翌月11日から起算して2年間請求を行わない場合
- ③初診日より最長10年間の支給対象であっても、給付事由が生じた日から2年以上請求が空いた場合

## 注意事項

- ①保険診療外で治療を受けたもの（自費診療）
- ②治療までにかかる総医療費が規定の金額に満たないもの
- ③交通事故などで、損害賠償が発生したもの

ご不明な点があるときは、養護教諭までお問合せください。

